

令和6年度 魚津地区建設工事関係者連絡会議

を開催しました。

令和6年6月18日、魚津合同庁舎会議室にて、新川地区の公共工事発注機関及び建設業関係団体等を構成員とする魚津地区建設工事関係者連絡会議を開催しました。

本会議は、公共工事発注機関、建設関係団体、当行政の三者が相互に連携し、労働災害防止対策をはじめとした適正な労働条件の確保を図るための会議として、平成27年度から毎年開催しているものです。

会議では、当署安全衛生課長から、労働災害発生状況を説明した後、安全衛生に配慮した設計や、工事箇所等に関する事前調査結果を確実に施工業者に提供すること等を公共工事発注機関に求めました。

その後、各機関の担当者から労働災害防止に係る取組などの説明が行われ、意見交換を行いました。

また、当署署長から、本年4月から建設業においても時間外労働上限規制が適用されたことを踏まえ、工事発注に際して余裕を持った工期を設定する等、建設業の働き方改革推進に向けた協力要請を行いました。
(要請書は次項)



建設業の働き方改革推進に向けた要請書の交付

本年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が始まりました。
働き方改革のご相談は魚津労働基準監督署まで。



【問合せ先】

魚津労働基準監督署 監督課

0765-22-0579



参考

魚津基発 0618 第 1 号
令和 6 年 6 月 18 日

各建設工事発注者 殿

魚津労働基準監督署長

建設業における働き方改革に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業における働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）、年 720 時間以内を限度とする規制が適用されています（災害の復旧・復興の事業を除く。）。

時間外労働の上限規制の円滑な適用をはじめとした建設業における働き方改革の推進のためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、発注者の理解と協力が不可欠であることから、厚生労働省では関係省庁と連携し、建設企業、発注者等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知、相談・支援等を実施しているところです。

つきましては、貴職におかれても、適正な工期設定等の建設業における働き方改革に向けた取組をより一層推進していただくとともに、別添資料（パンフレット）の配架や特設サイト「はたらきかたススメ」の案内等、建設企業に対する周知に特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」

[https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/common/pdf/cons
truction_company_KRS.pdf](https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/common/pdf/cons
truction_company_KRS.pdf)



はたらきかたススメ特設サイト「特設サイト」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

社会全体において建設業等の長時間労働改善に向けた機運の醸成を図ることを目的とした特設サイトです。



問合せ先：富山労働局 魚津労働基準監督署 監督課（0765-22-0579）